

2020年5月1日

エリザベト音楽大学 学生の皆さまへ

エリザベト音楽大学
学長 川野 祐二

広島県の「緊急事態宣言」発令延長後の対応について

新型コロナウイルスの感染が国内外で拡大しており、広島県の「緊急事態宣言」の発令が5月7日（木）から1か月程度の延長が予定されています。

本学はこれまでも数回にわたり、新型コロナウイルス感染症に関する対応について指示・お知らせを発信していますが、今後、改めて以下について要請いたします。

ご理解とご協力をお願いいたします。

- 密閉・密集・密接を避け、自宅（自室）もしくは大学にいることを原則として過ごしてください。
- なお、大学への入校は、原則、禁止しているところですが、オンライン授業の実施に伴い、入校が必要となる場合もあることから、5月7日（木）以降の入校可能時間は、1か月程度、**8:00～20:30**とします。
- レッスン室、練習室は1名での使用とし、2名以上での練習は、教室の使用とします。
- また、入校時及び退校時は2号館1階ロビーに設置の机で入退校時刻の記載をしてください。
- これまでと同様、やむを得ない理由により他の都道府県に出かける学生は、事前に大学（学事部学生生活）に届を提出し、許可を得てください。また、来校5日前までには帰広し、自宅（自室）で自分の体調を観察してください。発熱、咳、だるさなどの症状が出ている場合は、授業への出席を中止してください。
- 広島県に緊急事態宣言が解除された場合の対応については、改めてお知らせいたします。

以上